

「平成25年度特定工事請負契約の作業報酬下限額」の見直しについて

契約により市の事務又は事業の実施に従事する者に支払われる「平成25年度作業報酬下限額（川崎市契約条例第7条第1項各号に掲げる特定契約に従事する者に対して支払われるべき1時間当たりの作業報酬の下限の額）」は、平成24年9月に開催の川崎市作業報酬審議会での答申に基づき決定し、平成25年4月1日より適用してありますが、平成25年度特定工事請負契約の作業報酬下限額については、平成25年5月21日に開催された平成25年度第1回川崎市作業報酬審議会において、技能労働者の減少に伴う労働需要のひっ迫傾向や必要な法定福利費相当額の反映等により平成25年度の公共工事設計労務単価が大幅に上昇したことに対応するため、見直しを行うことが川崎市に答申されました。

本市では答申を踏まえ、「平成25年度特定工事請負契約の作業報酬下限額」を次のとおり見直しましたのでお知らせします。

川崎市契約条例では、条例で定める特定工事請負契約及び特定業務委託契約を市と締結する者は、市が定める作業報酬下限額以上の賃金等を契約業務に従事する労働者が受け取ることができるようにしなければならないとされております。

なお、契約条例、契約規則等の詳細につきましては、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」内の「公契約関係」に掲載しておりますのでご覧ください。

1 今回の作業報酬下限額の見直しの対象となる契約

平成25年6月3日以降に契約を締結する次の契約

(1) 予定価格6億円以上の工事請負契約【特定工事請負契約】

※平成24年度の契約については、「平成24年度作業報酬下限額」、平成23年度の契約については、「平成23年度作業報酬下限額」がそれぞれ適用されます。

2 平成25年度の作業報酬下限額

(1) 川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に係る作業に従事する者に支払われるべき作業報酬下限額

別表のとおり（時給）

なお、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に係る作業に従事する者に支払われるべき作業報酬下限額については、すでにお知らせしているとおり、907円（時給）で変更ございません。

別表：平成25年度特定工事請負契約の作業報酬下限額

(単位：円)

職種	作業報酬下限額
特殊作業員	2,352
普通作業員	1,992
軽作業員	1,407
造園工	2,060
法面工	2,340
とび工	2,475
石工	2,577
ブロック工	2,430
電工	2,240
鉄筋工	2,363
鉄骨工	2,340
塗装工	2,555
溶接工(機械工)	2,813
運転手(特殊)	2,385
運転手(一般)	2,025
潜かん工	2,690
潜かん世話役	3,195
さく岩工	2,442
トンネル特殊工	2,532
トンネル作業員	2,183
トンネル世話役	2,892
橋りょう特殊工	2,690
橋りょう塗装工	2,802
橋りょう世話役	3,027
土木一般世話役	2,510
高級船員	2,915
普通船員	2,273
潜水土	3,657

職種	作業報酬下限額
潜水連絡員	2,475
潜水送気員	2,442
山林砂防工	2,690
軌道工	3,972
型わく工	2,363
大工	2,430
左官	2,430
配管工	2,138
はつり工	2,397
防水工	2,475
板金工	2,465
タイル工	2,442
サッシ工	2,285
内装工	2,430
ガラス工	2,228
建具工	2,318
ダクト工	2,048
保温工	2,082
建築ブロック工	1,935
設備機械工	2,273
交通誘導員A	1,260
交通誘導員B	1,125
電気通信技術者	3,038
電気通信技術員	2,082
機械設備製作工	2,543
機械設備取付工	2,228